



来年の改正廃棄物処理法

まず今月号につきまして通常より発行が遅れましたことを皆様にお詫び致します。

暑い夏が急に終わりを告げ、秋をゆっくりと味わうことなく冬の足音が聞こえてきそうな今日この頃です。急な季節の移り変わりから体が対応しきれずに風邪を引きやすくなっていますのでご自愛ください。

さて、9月に来年に来る「改正廃棄物処理法」のセミナーがありましたので参加してきました。

この時点ではパブリックコメントはまだ募集されておらず(環境省より H22.10.7~H22.11.8 まで募集中)、政省令(素案)やたたき台からその内容を読み解いていくというセミナーでした。

大まかにポイントが13ありますが、その中でもこれは、というものを挙げてみていきたいと思えます。

今回の大きなポイントはやはり排出事業者責任の強化をし、処理業者の負担を軽減するというものです。個人的には処理業者の負担軽減というのには過去のことから考えると大半が?マークが付くところではあります。

排出事業者に対する規制強化

事業場外(工場の道路を挟んだ向かい側など)にある置き場などに産業廃棄物を保管する場合はあらかじめ都道府県知事に届け出ることが必要になるというものです。

- ・非常災害時には事後14日以内に届け出ること。
- ・施工された場合は3か月以内に届け出ること。

しかし、こういう法律の施行というのは非常に分かりにくい面もありますので、十分に注意が必要です。詳細については環境省のHPから確認できます。「建設廃棄物」・「300平米以上の場所」というのがキーワードになりそうです。

排出事業者にマニフェストの保存を義務付け

これは意外かもしれませんが、なんで今更と思ったのですが、処理業者や最終処分(中間処分)からマニフェストが戻ってきた日から5年間保存となります。また、マニフェストが戻ってこなかった場合は都道府県知事に報告書を提出した日から5年間保存となります。

建設廃棄物の処理に関する規定を追加

(原則)元請業者を排出事業者として定義

(例外)請負契約の内容によっては下請け業者が建設廃棄物を保管・運搬する場合でも、下請け業者を排出事業者として扱う。

- ・下請業者が他社に建設廃棄物の処理を委託する場合は、下請業者を建設廃棄物の排出事業者として扱う。

ここが今回の大きなポイントといえるのではないのでしょうか。従来は解体を行う解体屋さんが排出事業者となっていたケースが多数でしたが、今度はこれを元請け、ゼネコンやハウスメーカーなどでしょうか、が排出事業者として処分業者などと契約を結ぶこととなります。この契約についても包括契約で問題ない都道府県とそうでない所に分かれますので注意が必要です。今までは少量の解体物件だと、自社の置き場に一度降ろしてというようにやって、1台分まとまったら処分場に運ぶという方法をとっていると思います。自社発生扱いならいいのですが、元請けが排出事業者となると、今まで通りにいかなくなる場面も出てきそうです。これは実際に施行されて、各都道府県の見解を待つ必要があります。

そして上記にある(例外)についてですが、現在「廃棄物処理制度専門委員会」で討論中とのことでしたが、公表されたものはほとんどこれと同じものです。パブリックコメントを募集中ですが、果たして変更があるかどうか。セミナーでもありましたが、この例外規定を使うのは容易ではないということです。

例えば、建築物の修繕維持工事(新築・増築、解体を除く)とありますので、ほとんど軽微なもので尚且つ、1回の運搬が1立米以下の物ということですからキッチンや湯船なんかでも小さいものに限られます。他にも同一都道府県のみなどの条件もあります。

ここまで書いてきましたが、詳細がさらに出るのはパブリックコメントに回答が付いてからとなります。

私が担当する2月号にはさらに細かい内容が掲載できると思います。